

令和 6 年度 瑞穂市地域防災計画の修正の概要

1.地域防災計画修正の根拠

瑞穂市地域防災計画は、災害対策基本法第 16 条に基づく瑞穂市地域防災会議が定めるものであり、災害予防をはじめ災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画です。

計画内容は、岐阜県地域防災計画の更新等を踏まえ、適宜、検討を加え、災害対策基本法第 42 条に準じ必要に応じて修正するものです。

2.見直しのポイント

(1)防災基本計画の修正内容の反映

(2) その他

3.主な修正事項

(1)防災基本計画の修正内容の反映

(ア)多様な主体と連携した被災者支援

☞災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備

(一般：P17、P238、地震：P15、P247)

☞災害中間支援組織の育成・強化、関係者の役割分担の明確化

(一般：P29 地震：P24)

☞連携の取れた支援活動の展開

(一般：P100 地震：P84)

☞災害ボランティアセンター設置予定場所の明確化

(一般：P29)

(イ)住民への情報伝達

☞要配慮者に対する、多様な情報伝達手段の確保

(一般：P44、54 地震：P36、P44)

(ウ)デジタル技術の活用

☞被災者台帳、避難行動要支援者名簿の作成等へのデジタル技術の活用

(一般：P239 地震編：P248)

(エ)その他

- ☞所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策
(一般：P20 地震：P15)
- ☞緊急輸送道路ネットワークの確保における無電柱化の取組連携
(一般：P33)
- ☞避難生活支援に関する知見やノウハウ等を有する人材の確保・育成に努める旨等。
(一般：P45、P155 地震P37、P129)
- ☞個別避難計画の作成に関する修正
(一般：P52)
- ☞気象庁が発表する情報の種類等に合わせた修正
(一般：P124 地震：P102)
- ☞災害派遣福祉チーム(DWA T)の要請、避難所の高齢者、障がい者等の生活機能の低下防止等
(一般：P195 地震編：P172)
- ☞災害廃棄物に関し、民間事業者等との連携体制を追記
(一般：P198)
- ☞避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の同意に関し避難支援等を実施する者を追記
(地震：P131)

(2) その他

(ア)法令の改正に伴うもの

- 災害対策基本法災害対策基本法施行令等の一部改正
 - ☞災害発生前においても緊急通行車両の標章及び証明書が交付される制度改正を反映
(一般：P33、P112 地震：P28、P94)
- 水防法
 - ☞第15条の3第6項及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2第6項に定められた事項の追記
施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う旨
(一般：P42)
- 医療法
 - ☞災害発生時の医療機関による災害支援ナースの派遣を明記
(一般：P182 地震編：P159)

(イ)瑞穂市独自の修正

- ☞計画名称の統一
(一般：P1-2ほか 地震編：P1ほか)
- ☞機構改革に伴う市災害対策本部組織及び分担任務の整理修正
(一般：P14、P86-91、P130ほか 地震：P68-73、P107、P111)
- ☞医療救護における受入体制の整備の追記
(一般：56 地震：P47)

☞ 県地域防災計画及び本市一般対策編・地震対策編との整合修正

（一般：156、地震：P14-15、P28、P34、P42-43、P119、P127、P131、P157、P175、P177、P179-180、P183、P189、P216、P229）

☞ 強化地域内の事業所等計画策定に関する事項の削除

（地震編：P199）

☞ 時点修正等

（地震編：P99、P174）